

製品・技術「優れモノ」認証を受けられたみなさまへ
～長崎市融資制度のお知らせ～

◆◆製品・技術「優れモノ」認証を受けた商品の販路拡大を支援します◆◆

中小企業いきいき企業者支援資金

ご利用いただける方

1. 申込日以前に長崎市内で引続き1年以上同一事業を営んでいること。
2. 中小企業信用保険法に規定する中小企業者であること。
3. 事業業種が保証協会の保証対象業種であること。
4. 市税を完納していること。
5. 法人の場合は登記簿上の所在地が長崎市内であること。個人の場合は市内に住所を有すること。
6. 営業許可、登録等を必要とする業種は許認可を受けていること。
7. 銀行取引停止処分を現に受けていないこと。
8. 長崎県信用保証協会の保証が得られること。
9. 製品・技術「優れモノ」認証を受けた者が当該商品の販路拡大に取り組むこと。

融資条件

項目	内容
資金使途	運転資金・設備資金
限度額	2,000万円
利率	年1.4%（令和8年4月現在）
償還期間	運転資金 7年（うち据置期間1年以内） 設備資金 10年（うち据置期間1年以内）
保証料	長崎市が全額補給
担保・保証人	無担保・原則法人代表以外の保証人は不要
取扱金融機関	十八親和銀行、長崎銀行、西日本シティ銀行、たちばな信用金庫、長崎三菱信用組合、福岡銀行、商工組合中央金庫、佐賀銀行、三菱UFJ銀行、北九州銀行

必要書類

- 【各資金に共通する必要書類】
1. 各資金の融資申込書（様式あり）
 2. 営業許可書または営業許可に係る申出書（様式あり）
 3. 直近の決算書または確定申告書
 4. 市税の完納証明書※1
 5. 法人の場合は「現在事項全部証明書」、個人の場合は「住民票抄本」※1
- （※1）4.5については原本確認を行いますので、受付時に原本をご持参ください。
- 【本資金に必要な書類】
6. 製品・技術「優れモノ」認証通知書 ※2
 7. 事業計画書（第1号様式） ※3
- ※2 認証有効期限の終了3か月前から終了までの期間にあっては融資対象者とししない。
- ※3 申請日より概ね3か月以内に新規事業の計画を実行すること。

申込先

長崎市役所 経済産業部 新産業推進課
市で受付・決定後、取扱金融機関への申し込みが必要になります。

お問い合わせ

長崎市役所 経済産業部 新産業推進課
〒850-8685 長崎市魚の町4番1号14階
TEL 095-829-1150 FAX 095-829-1151